

# 今金町公設合葬墓のご案内



## ○ 今金町公設合葬墓とは

従来のお墓とは異なり、一つのお墓に血縁を超えた多くの方々のお骨を一緒に納める合葬式のお墓で、今金町民や町に縁のある人が利用できます。

### 1. 合葬墓の概要

- ・ 今金町公設合葬墓は「今金町字八束18番地の6」やすらぎ霊園内に設置しています。
- ・ 石碑下の合葬室に約1,000体のお骨を納めることができます。
- ・ 石碑横に記名板(氏名のみ)を掲示できる墓誌を設置しています。(希望者のみ、有料)

※ 納骨後、焼骨の返還・改葬は一切できませんので、親族でよく協議したうえで申請してください。

### 2. 合葬墓使用の要件

下記のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ・ 今金町に住所又は本籍を有する方が焼骨を埋蔵する場合。
- ・ 今金町に住所又は本籍を有していた方の焼骨を埋蔵する場合。
- ・ 今金町が管理する墓地に埋蔵されている焼骨を改葬して埋蔵する場合。  
(使用中の墓地を町に返還しなければ合葬墓は使用できません)

### 3. 使用料

- ・ 焼骨1体につき、**5,000円**です。
- ・ 使用料は永代で、管理料はありません。
- ・ 今金町外に居住する方が申請者となる場合、使用料は10%増しとなります。
- ・ 生活保護受給者など公の援助を受けている方は減免措置があります。





### 4. 記名板の掲示

- ・ 墓誌に記名板の掲示を希望する場合、1名につき**別途5,000円**の使用料がかかります。
- ・ 記名板は、灰色の石製、刻字は黒色、高さ15センチメートル、幅4センチメートル、厚さ1.5センチメートルのものを申請者の負担で用意するものとします。
- ・ 記名板への刻字は氏名のみとします。
- ・ 申請者の負担で用意した記名板は、焼骨の埋蔵後に町が掲示します。

## 5. 申請に必要な書類

(1) 合葬墓利用許可申請書	くらし安心課に用意。焼骨 1 体につき 1 部必要です。
(2) 火葬済を証明する書類	・ 改葬の場合～改葬許可証(移転元の自治体に申請) ・ 改葬ではない場合～火葬証明証もしくは埋葬許可証(火葬を申請した窓口で交付)
(3) 身分証明証	運転免許証など。
(4) 使用要件証明書類	身分証明証だけでは使用要件を満たしているかわからない場合、戸籍謄本もしくは抄本が必要になります。
(5) 合葬墓使用料免除申請書	使用料の減免を受ける場合。(くらし安心課に用意)
(6) 印鑑	認印でも可。

## 6. 申請から納骨までの流れ

(1) 申請	申請書など必要書類を提出してください。
	
(2) 使用料の納付	使用料の納付書を交付します。 金融機関で合葬墓使用料及び記名板使用料(希望者のみ)を納めてください。(納付後、領収証を提示してください)
	
(3) 納骨日時について	打ち合わせ、納骨日時を決めます。(平日 8:30～17:00 まで)
	
(4) 許可証交付	合葬墓使用許可証を交付します。
	
(5) 納骨	定めた日時に、使用許可証と焼骨をやすらぎ霊園内合葬墓に持参し、現地で係員の確認を受けてください。 <b>※合葬墓使用許可証が提示されない場合は納骨ができません。</b> 親族・関係者の手で焼骨を埋蔵していただきます。

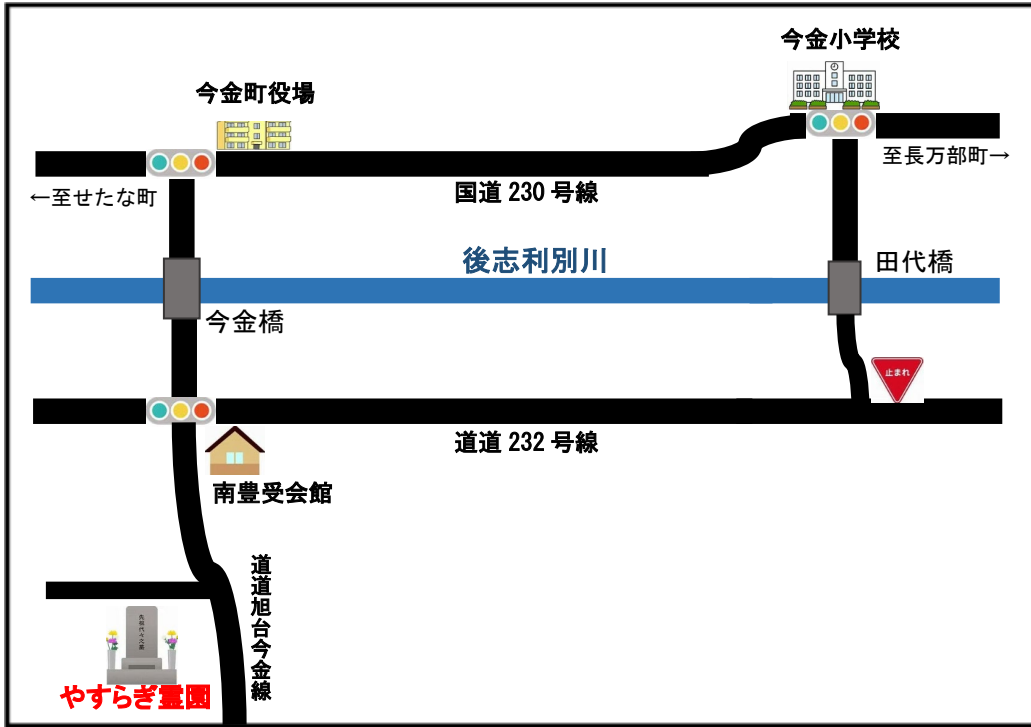
## 7. 参拝について

(1) 納骨後は、いつでもお参りできますが、供物・供花等は必ずお持ち帰りください。
(2) 参拝時は、他の人の参拝を妨げないようにしてください。
(3) 町では宗教的儀式等はいりません。

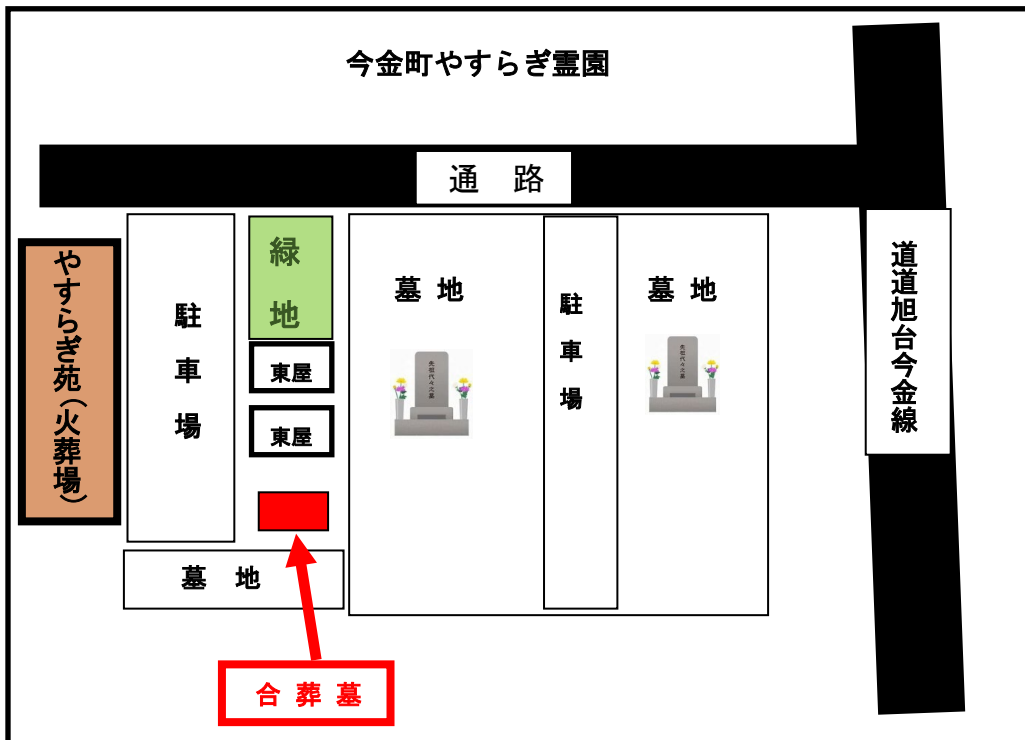
## 8. 注意事項について

(1) <b>納骨後、焼骨の返還及び改葬は一切できません。</b>
(2) 納入された使用料の返還はできません。
(3) 納骨できるのは焼骨のみです。(副葬品などは埋蔵できません)
(4) お寺等に預けているもので、永代供養されている焼骨は埋蔵できません。
(5) <b>生前の予約、申込みは一切受け付けておりません。</b>
(6) 町が焼骨をお預かりすることや代理で納骨することはできません。
(7) 納骨後、空いた骨箱や骨壺は必ずお持ち帰りください。

●今金町やすらぎ霊園位置図



●合葬墓位置図



●お問い合わせ先

〒049-4393

瀬棚郡今金町字今金48-1

今金町役場くらし安心課 防災住民生活グループ

電話：0137-82-0111